

(7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年間の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公安委員会告示第13号

平成14年5月24日熊本県公安委員会告示第7号（道路交通法第108条の2第1項第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第8号の2、第11号、第12号及び第13号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間）の一部を次のように改正し、平成16年7月16日から施行する。

平成16年7月16日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

6の項(2)の表中	熊本自動車学園 (熊本市戸島西五丁目1番10号)	水曜日	午前8時30分から同 9時00分まで
-----------	-----------------------------	-----	-----------------------

を	熊本自動車学園 (熊本市戸島西五丁目1番10号)	水曜日	午前8時30分から同 9時00分まで	に改める。
	寺原自動車学校 (熊本市壺川二丁目3番78号)	水曜日	午前9時00分から同 9時20分まで	

8の項(2)の表中	熊本自動車学園 (熊本市戸島西五丁目1番10号)	木曜日	午前8時30分から同 9時00分まで
-----------	-----------------------------	-----	-----------------------

を	熊本自動車学園 (熊本市戸島西五丁目1番10号)	木曜日	午前8時30分から同 9時00分まで	に改める。
	寺原自動車学校 (熊本市壺川二丁目3番78号)	木曜日	午前9時00分から同 9時20分まで	

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年7月16日

熊本県人事委員会委員長 松尾 隆樹

熊本県人事委員会規則第32号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表阿蘇町の項中

議会事務局		局長 次長
町長部局	本庁（収入役室を含む。）	課長 室長 課長補佐 次長 総務係長 人事係長 企画財政係長
	阿蘇山上事務所 保育所（内牧保育園及び黒川保育園に限る。） 老人ホーム 阿蘇テレワークセンター 病院	所長 園長 園長 所長 病院長 事務長 副院長 事務次長 総看護師長 看護師長 薬局長 技師長
教育委員会	事務局 給食センター	教育長 課長 課長補佐 所長

	中学校 小学校	校長 教頭 校長 教頭
農業委員会事務局		局長 次長

」を

議会事務局		局長 次長
町長部局	本庁（収入役室を含む。） 阿蘇山上事務所 保育所 老人ホーム 阿蘇テレワークセンター 子育て支援センター 病院	課長 室長 課長補佐 次長 総務係長 人事係長 企画財政係長 所長 園長 園長 所長 所長 病院長 事務長 副院長 事務次長 総看 護師長 看護師長 薬局長 技師長
教育委員会	事務局 給食センター 中学校 小学校	教育長 課長 課長補佐 所長 校長 教頭 校長 教頭
農業委員会事務局		局長 次長

」に改め、

同表益城町の項中

議会事務局		局長
町長部局	本庁 老人ホーム	審議員 課長 秘書室長 人事係長 園長
教育委員会	事務局 給食センター 中学校 小学校	教育長 審議員 課長 所長 校長 教頭 校長 教頭
農業委員会事務局		局長

」を

議会事務局		局長
町長部局	本庁 老人ホーム	審議員 課長 人事係長 施設長
教育委員会	事務局 給食センター 中学校 小学校	教育長 審議員 課長 所長 校長 教頭 校長 教頭
農業委員会事務局		局長

」に改め

る。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。